

※令和5年4月1日改正 入札制度における改正点について

1. 最低制限価格の設定について

対象案件

最低制限価格の設定の対象は、次に掲げるものとします。

- ① 建設工事（電気工事、塗装工事を除く）
- ② 測量業務
- ③ 建築設計業務
- ④ 建設コンサルタント業務
- ⑤ 地質調査業務

以下、各項目の算出方法

【算出方法】①建設工事（電気工事、塗装工事を除く）

対象工事等に係る最低制限価格は、対象工事等の設計金額算出の基礎となった次の各号に掲げる額（消費税及び地方消費税を除く。）の合計額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が設計金額の10分の9.2を超える場合は設計金額に10分の9.2を乗じて得た額とし、設計金額の10分の7.5に満たない場合は設計金額に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

【算出方法】②測量業務

測量業務に係る最低制限価格は、測量業務の設計金額算出の基礎となった次の各号に掲げる額（消費税及び地方消費税を除く。）の合計額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が設計金額の10分の8.2を超える場合は設計金額に10分の8.2を乗じて得た額とし、設計金額の10分の6に満たない場合は設計金額に10分の6を乗じて得た額とする。

- (1) 直接測量費の額
- (2) 測量調査費の額
- (3) 諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額

【算出方法】③建築設計業務

建築設計業務に係る最低制限価格は、建築設計業務の設計金額算出の基礎となった次の各号に掲げる額（消費税及び地方消費税を除く。）の合計額（当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その額が設計金額の 10 分の 8 を超える場合は設計金額に 10 分の 8 を乗じて得た額とし、設計金額の 10 分の 6 に満たない場合は設計金額に 10 分の 6 を乗じて得た額とする。

- (1) 直接人件費の額
- (2) 特別経費の額
- (3) 技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
- (4) 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額

【算出方法】④建設コンサルタント業務

建設コンサルタント業務に係る最低制限価格は、建設コンサルタント業務の設計金額算出の基礎となった次の各号に掲げる額（消費税及び地方消費税を除く。）の合計額（当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その額が設計金額の 10 分の 8 を超える場合は設計金額に 10 分の 8 を乗じて得た額とし、設計金額の 10 分の 6 に満たない場合は設計金額に 10 分の 6 を乗じて得た額とする。

- (1) 直接人件費の額
- (2) 直接経費の額
- (3) その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額

【算出方法】⑤地質調査業務

地質調査業務に係る最低制限価格は、地質調査業務の設計金額算出の基礎となった次の各号に掲げる額（消費税及び地方消費税を除く。）の合計額（当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その額が設計金額の 10 分

の 8.5 を超える場合は設計金額に 10 分の 8.5 を乗じて得た額とし、設計金額の 3 分の 2 に満たない場合は設計金額に 3 分の 2 を乗じて得た額とする。

- (1) 直接調査費の額
- (2) 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
- (4) 諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額

公表

最低制限価格の公表は、入札後、入札情報公開システムの「入札・見積結果情報閲覧」にて行います。

2. 測量・建設コンサルタント等業務における入札制度について

①入札・契約手続のより一層の透明性・客観性及び競争性を確保するため、一般競争入札を導入します。

【対象案件】

設計金額が 2, 0 0 0 万円(税込)以上の測量・建設コンサルタント等業務

②測量・建設コンサルタント等業務においてもダンピング受注を防止するため、最低制限価格を設定し、全ての案件で内訳書の提出を求めます。

【最低制限価格設定の対象案件】

測量業務、建築設計業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務